特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、その他介護保険に関する法律及び条例に基づき、特定個人情報を下記の事務で使用する。 ①第1号被保険者の介護保険料の賦課・徴収事務 ②資格の管理に関する事務 ③要介護認定者に対する介護給付実績管理 ④認定に関する事務
③システムの名称	MCWEL、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険料ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表 項番100 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第50

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 【情報提供の根拠】 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 131、132の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢介護支援課
②所属長の役職名	高齢介護支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部高齢介護支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部高齢介護支援課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1141

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際の4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策として、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査				
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富士宮市情報セキュリティ基本方針及び対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また特定個人情報を含む書類を郵送する際には、封入時に複数人での確認を行うよう徹底しており対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日　時点	平成28年8月15日　時点	事後	
平成28年9月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日　時点	平成28年8月15日　時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	介護障害支援課長　佐野　俊寿	介護障害支援課長　角田　好和	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月15日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月15日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部高齢介護支援課	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護障害支援課長	高齢介護支援課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部高齢介護支援課	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連	保健福祉部介護障害支援課	保健福祉部高齢介護支援課	事後	
令和1年6月30日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和1年12月1日　時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和1年12月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅳ 8. 監査　実施の有無	[〇]自己点検 []内部監査 []外部監査	[〇]自己点検 [〇]内部監査 []外部監査	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークによる情報連携	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第7号および別表第二の	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第8号および別表第二の	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和6年1月1日　時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ 3. 個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第九条第1項および別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項　別表 項番100、101 番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	(情報提供の根拠) 番号法第十九条第8号及び別表第二の	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスク		追加	事後	
令和7年3月1日	Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日　時点	令和8年1月1日　時点	事後	